

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現計画	修正案	修正理由
320	第2章 地震災害予防対策 第1項 自発的な防災活動の促進 第2節 防災思想の普及 地震被害を最小限にとどめるには、災害初期の各個人、家庭、地域での活動が大きなポイントで、住民の一人ひとりが『自らの命は自ら守る。』、『みんなの地域はみんなでも守る。』との基本理念と正しい防災知識を身に付け、飲料・飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが重要であり、住民の生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図るものとする。 また、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データをわかりやすく発信するものとする。 <以下略>	第2章 地震災害予防対策 第1項 自発的な防災活動の促進 第2節 防災思想の普及 地震被害を最小限にとどめるには、災害初期の各個人、家庭、地域での活動が大きなポイントで、住民の一人ひとりが『自らの命は自ら守る。』、『みんなの地域はみんなでも守る。』との基本理念と正しい防災知識を身に付け、飲料・飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが重要であり、住民の生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図るものとする。 また、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに</u>、防災に関する様々な情報や各種データをわかりやすく発信するものとする。 <以下略>	岐阜県地域防災計画の修正を踏まえた修正

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

346	第4節 医療救護体制の整備 大規模災害により<u>多数の負傷者の発生が予想され、また医療機関の機能停止・混乱も予想されることから、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の確保、被害軽減を図る体制整備が必要であり、災害医療救護についての組織・体制の整備を図るとともに、医療機関情報の早期把握に努めるものとする。</u> 1 地震災害等医療（助産）救護計画の策定 市は、<u>医療（助産）救護体制を確立し、医療（助産）救護活動に万全を期するため、医療機関の協力の下に、地震災害等医療（助産）救護計画を策定するものとする。</u> 《医療（助産）救護計画》 ① 医療救護施設（救護所、救護病院）の設置 ② ①以外の医療機関への対応 ③ 搬送体制 ④ 医療ボランティア受入れ体制整備	第4節 医療救護体制の整備 大規模災害により、<u>多数の負傷者の発生や医療体制の混乱が予想されることから、医療機関情報の早期把握に努め、災害医療救護についての組織・体制を確立するものとする。</u> 1 地震災害等医療救護計画の策定 市は、<u>医療救護活動に万全を期するため、医療機関等の協力の下に、地震災害等医療救護計画を策定するものとする。</u> 《計画概要》 ① 医療救護施設（救護所、救護病院）の設置 ② ①以外の医療機関への対応 ③ 搬送体制 ④ 医療ボランティア受入れ体制整備 <u>2 救護所、救護病院の整備</u> <u>傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院を指定し、住民への周知を図る。</u> <u>（1）救護所：感謝と挑戦のTYK体育館、多治見中学校、精華小学校、小泉中学校、北陵中学校、南姫小学校、笠原体育館</u> <u>（2）救護病院： 多治見市民病院</u> <u>災害拠点病院である岐阜県立多治見病院と連携し医療を提供する</u> <u>■災害拠点病院とは：災害による重篤患者の救命医療等の高度な診療機能を有し、地域における災害医療活動の指導調整等、中心的な役割を担うとともに、DMAT 派遣や広域医療搬送に係る対応等を行う。</u>	災害時医療救護体制の整備による修正
-----	--	--	--------------------------

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

4 医薬品等の確保体制の確立

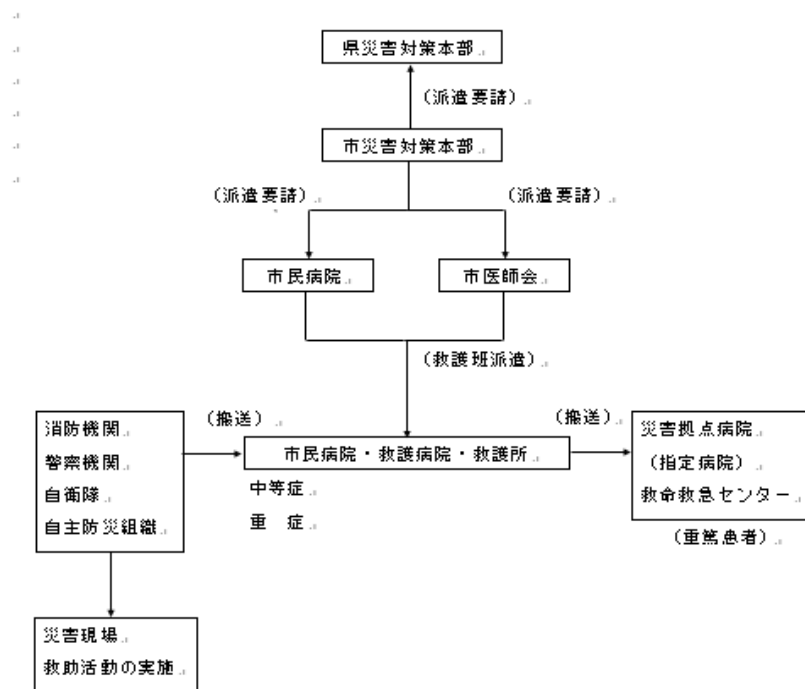
市は、次のとおり医薬品等の確保体制の確立に努めるものとする。

- (1) 救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄、輸送体制の確保、献血促進

5 広域搬送拠点の整備

市は、多治見市民病院が広域医療搬送拠点になった場合等に、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

《医療（助産）救護活動体系図》



5 医薬品等の確保体制の確立

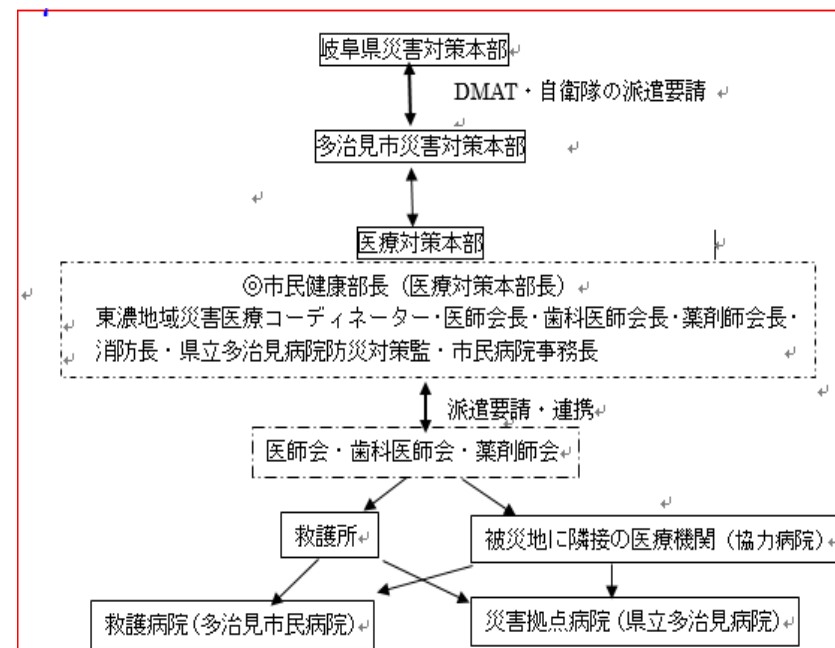
市は、次のとおり医薬品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄、輸送体制の確保、献血促進

6 搬送拠点の整備

県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点の候補地を多治見市民病院とし、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

《医療（助産）救護活動体制図》



多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

350	第6節 地震防災訓練の実施 5 動員訓練 地震災害時における初動体制を確保するため、職員の動員訓練、を適宜実施する。	第6節 地震防災訓練の実施 5 動員訓練 地震災害時における初動体制を確保するため、職員の動員訓練、<u>情報連絡員や応援職員等の派遣訓練</u>を適宜実施する。	岐阜県地域防災計画の修正を踏まえた修正
-----	---	--	----------------------------

398	第6節 医療救護体制の整備 大規模な地震が起きると、医療機関自身被災し、医療活動能力を喪失してしまい、また医療機関は被災しなくても、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、高度な医療行為はできなくなり、その機能は麻痺する。このため医療機関の被害を早期に把握し、迅速に医療救護班を編成する。また被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立するものとする。 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。 1 医療及び助産 （1）医療（助産）救護活動体制 災害現場 現場活動の実施 消防機関 警察 自衛隊 自主防災組織 搬送 救護所（市民病院・救護所） （中等症） （重症） 搬送 災害拠点病院（指定病院） 救命救急センター 派遣要請 市民病院 多治見市医師会 救護 班派遣 搬送 県本部 市本部 —— 派遣要請、派遣命令等の情報伝達経路。 —— 施設等の被害状況、患者受入れ状況等の情報経路。
-----	---

	第6節 医療救護体制の整備 大規模な地震が起きると、医療機関自体も被災し、医療機関の機能は停止または麻痺する。このため医療機関の被害を早期に把握し、迅速に医療提供体制を確保する。また被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立するものとする。 1 医療（助産）救護活動体制 《 医療（助産）救護活動体制図 》 岐阜県災害対策本部 DMAT・自衛隊の派遣要請 多治見市災害対策本部 医療対策本部 派遣要請・連携 医師会・歯科医師会・薬剤師会 救護所 （感謝と挑戦のT.Y.K.体育館、多治見中学校、精華小学校、小泉中学校、北陵中学校、南姫小学校、笠原体育館） 被災地に隣接の医療機関（協力病院） 救護病院（多治見市民病院） 災害拠点病院（県立多治見病院） * 設置場所は、災害の規模や傷病者の状況に応じて決定
--	--

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

<u>(2) 医療（助産）救護活動</u> 市は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。 う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請する。 <u>(3) 医療（助産）救護活動の原則</u> 医療（助産）救護班による活動は、原則として救護所において行うものとし、時間的余裕のない等やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所等において実施できるものとする。 <u>(4) 重症者等の搬送方法</u> ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、<u>医療（助産）救護班</u>で確保した車両により搬送する。 イ 道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターを要請し実施する。 2 医療品等の確保 <u>(1) 基本方針</u> 市は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の確保を図る。 <u>(2) 医薬品等（血液を除く）の確保</u> 市は、<u>医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときは、</u>県及び関係機関に応援を要請する。	<u>(2) 医療救護班の派遣</u> <u>ア</u> 市は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請する。 <u>イ 医療救護班</u>による活動は、原則として救護所において行うものとし、時間的余裕のない等、やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所等において実施できるものとする。 <u>(3) 重症者等の搬送</u> ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、<u>医療救護班</u>で確保した車両等により搬送する。 イ 道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターを要請し実施する。 2 医療品等の確保 (1) 市は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具等を調達する。 <u>調達が困難な場合は</u>県及び関係機関に応援を要請する。
---	---

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

《医薬品等確保系統図》 <pre> graph TD CityHQ[市災害対策本部] -- 応援要請 --> PrefHQ[県災害対策本部] PrefHQ -- 出荷指示 --> PrefHosp[県立病院等] PrefHQ -- 出荷要請 --> PrefAssoc[Gifu Prefecture Pharmaceutical Wholesaler Association, Gifu Prefecture Pharmaceutical Association, Japan Industry Medical Gas East Sea Regional Headquarters, Medical Equipment and Sanitary Material Handling Businesses] PrefHosp -- 出荷 --> CityHQ PrefAssoc -- 出荷 --> County[県内製造業者・卸売業者] CityHQ -- 出荷 --> CityMfg[市内製造業者・卸売業者] </pre>	《医薬品等確保系統図》 <pre> graph TD CityHQ[市災害対策本部] -- 応援要請 --> PrefHQ[県災害対策本部] PrefHQ -- 県災害対策支部 --> CityHQ PrefHQ -- 出荷指示 --> PrefHosp[県立病院等] PrefHQ -- 出荷要請 --> PrefAssoc[Gifu Prefecture Pharmaceutical Wholesaler Association, Gifu Prefecture Pharmaceutical Association, Japan Industry Medical Gas East Sea Regional Headquarters, Medical Equipment and Sanitary Material Handling Businesses] PrefHosp -- 出荷 --> CityHQ PrefAssoc -- 出荷 --> County[県内製造業者・卸売業者] CityHQ -- 出荷 --> CityMfg[市内製造業者・卸売業者] </pre>
---	---

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

352	第3項 民生安定のための備え 第1節 避難対策 2 指定避難所 （4）指定避難所の運営体制 市は、避難者（自主防災組織）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き）を策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 マニュアルの策定等に当たっては、以下の点に留意し、検討するものとする。 ア 車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討する。 イ 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 ウ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 エ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 《避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き）の内容》 ① 事前対策 ② 避難所運営の基本方針 ③ 要配慮者への配慮事項等	第3項 民生安定のための備え 第1節 避難対策 2 指定避難所 （4）指定避難所の運営体制 市は、避難者（自主防災組織）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き）を策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 マニュアルの策定等に当たっては、以下の点に留意し、検討するものとする。 ア 車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討する。 イ 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 ウ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 エ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 <u>オ 要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</u> 《避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き）の内容》 ① 事前対策 ② 避難所運営の基本方針 ③ 要配慮者への配慮事項等	岐阜県地域防災計画の修正を踏まえた修正 感染症対策に係る修正
-----	--	--	--

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

	④ 避難所開設 ⑤ 避難所活動班の業務 ⑥ 長期化への対応 ⑦ その他避難所生活に必要な事項	④ 避難所開設 ⑤ 避難所活動班の業務 ⑥ 長期化への対応 ⑦ その他避難所生活に必要な事項 <u>《避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き「新型コロナウイルス感染症対策編」）の内容》</u> <u>① 事前対策</u> <u>② 初動期の対応（発災後２４時間）</u> <u>②－１ 居住スペース、専用スペースの設置</u> <u>②－２ 事前受付の設置</u> <u>③ 展開期以降の対応</u>	
--	--	--	--

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

354	<新規>	第1節 避難対策 <u>8 拠点避難地の整備</u> <u>市は、大規模災害を想定し、市民の安全な避難に資するため、拠点避難地を整備する。拠点避難地においては、避難者の生活環境の向上を図るための施設（空調・Wi-Fi・トイレ）を整備するとともに、避難形態の多様化に対応するため車中泊避難場所（駐車場等）を確保する。また、停電時等に対応可能な夜間照明及び再生可能エネルギー設備、備蓄倉庫等、避難者及び車中泊避難者の避難地としての施設整備に努めるものとする。</u> <u>【拠点避難地】 多治見市総合体育館</u>	総合体育館 を拠点避難 地に位置付 ける修正
-----	------	--	---

多治見市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

370	第４項 地震に強いまちづくり 第４節 災害危険区域の防災事業の推進 ２ ため池の整備 <u>市及び県は、ため池のうち設置年次が古いこと等によりダム及びその施設が老朽化し、ダム決壊により下流地域に洪水の被害のおそれのあるものについて、緊急度の高いものから順次堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。</u>	第４項 地震に強いまちづくり 第４節 災害危険区域の防災事業の推進 ２ ため池の整備 <u>市及び県は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。</u> <u>市及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</u>	岐阜県地域防災計画の修正を踏まえた修正
402	第７節 ライフライン施設の応急対策 ４ ガス施設の応急対策 （６） 復旧支援要請 被害状況に応じて復旧支援を<u>（社）日本ガス協会、日本簡易ガス協会、県エルピーガス協会</u>に要請する。	第７節 ライフライン施設の応急対策 ４ ガス施設の応急対策 （６） 復旧支援要請 被害状況に応じて復旧支援を<u>（一社）日本ガス協会、（一社）日本コミュニティガス協会、（一社）岐阜県LPガス協会</u>に要請する。	名称等修正